

マネジメントリポート

2005年11月

今回のテーマ： 改正会社法シリーズ ～種類株式の活用と注意点～

改正会社法では、種類株式制度の見直し・整理が行われ、より柔軟な会社運営が可能となります。

1 会社法における主な種類株式

種類	概要
取得請求権付株式	株主が、その有する株式の取得を会社に対して請求することができる株式。請求権の行使は、定款に定めない限りいつでも可能。会社の自己株式の取得対価としては、社債、新株予約権、他の種類株式その他の金銭以外の財産（無償）も可能。
取得条項付株式	会社が、「一定の事由」が生じたことを条件として、株主から株式を取得することができる株式。自己株式の取得対価として、金銭以外の財産も可能。 ）「一定の事由」として、「発行後1年を経過」や「株主の相続」「解散」などを定款で定める。
一定の事項に拒否権のある株式（黄金株）	株主総会等で決議を要する定款記載の「一定の事項」の決定に対し、その決議の効力を覆すことができる株式。 ）「一定の事項」として、合併等の組織再編・定款変更・解散等の重要事項のほか、役員を選任等も定款で定めることは任意。
優先的に取締役、監査役の選任権を有する株式（注1）	単独で役員を選任することができる株式。 ）出資比率の低いベンチャー企業でも、役員を選任確保し、経営に対する影響力を保持できる。
議決権制限株式（注2）	株主総会における議決権について一部または全部を制限することができる株式。

（注1）譲渡制限のない公開会社、委員会設置会社は発行不可。

（注2）譲渡制限会社は、発行限度なし（撤廃）。公開会社は、現行商法と同様2分の1が限度。

<上記以外の種類株式>

剰余金の配当に関する異なる定め 残余財産の分配（優先株式・劣後株式等）に関する異なる定め 譲渡制限株式（株式の種類ごとに発行が可能） 全部取得条項付株式

2 既存普通株式の一部を会社法改正後種類株式へ変更する方法例

- 1) 株主総会の特別決議による定款変更（発行可能種類株式総数および発行する各種類の株式の内容）決議
- 2) 種類株式への変更を希望する株主と会社との合意
- 3) 他の株主の全員の同意

お見逃しなく！

種類株式を活用した事業承継対策として、後継者には「普通株式」を、後継者以外の相続人には「無議決権・配当優先株」を贈与・遺贈することにより、一定の公平感をもたせたうえでのスムーズな事業承継を行うことが可能となります。